

西宮市立地区市民館・共同利用施設・広田山荘

清涼飲料水自動販売機

設置事業者募集要項

令和3年1月

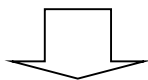
西宮市地域コミュニティ推進課

## 目 次

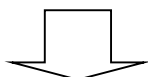
<本件入札手続きの流れ> . . . . .	1
1 設置対象場所 . . . . .	2
2 入札参加資格 . . . . .	2
3 契約内容等 . . . . .	2
4 入札参加申込 . . . . .	5
5 入札及び開札 . . . . .	6
6 契約手続の説明 . . . . .	7
7 契約について . . . . .	7
8 その他 . . . . .	7
9 問合せ先 . . . . .	8
行政財産貸付契約書（案） . . . . .	10
設置場所付近図 . . . . .	17

## <本件入札手続きの流れ>

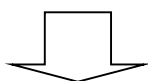
【令和3年1月12日】入札公告



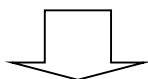
【令和3年1月22日】質問書の提出期限



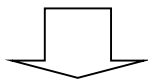
【令和3年1月29日】質問書の回答（予定）



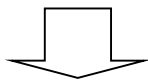
【令和3年2月3日】入札参加申込書の受付開始



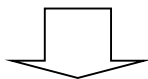
【令和3年2月8日】入札参加申込書の受付締切



【令和3年2月15日】入札及び開札



【令和3年3月中旬】貸付契約の締結



【令和3年4月1日】自動販売機設置・供用開始

西宮市立地区市民館・共同利用施設及び広田山荘に設置する清涼飲料水自動販売機(以下、「自動販売機」という。)の設置事業者選定の入札に参加される方は、この募集要項をよく読み、次の各事項をご承知の上、お申込みください。

### 1. 設置対象場所

#### (1) 設置施設及び設置場所

西宮市立綱引市民館他 11 施設 (P.9 別表参照)

#### (2) 設置台数

①自動販売機 1 施設につき 1 台 合計 12 台 (屋外設置予定)

②回収箱 甲陽園市民館 2 台 (屋外設置予定)

他 11 施設各 1 台 (屋外設置予定)

### 2. 入札参加資格

次の要件を満たす法人に限り、応募することができます。

- (1) 大阪・神戸市を含む阪神間に本店又は営業所を有する者であること。
- (2) 自動販売機の設置業務(自らが管理・運営するものに限る。)について、募集年度を含む連続した過去3年以上の実績を有していること。
- (3) 国税又は西宮市税を滞納していないこと。
- (4) 「西宮市暴力団の排除の推進に関する条例」第2条に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当していないこと。
- (5) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は団体に属する者でないこと。
- (6) 本市が実施した同種の設置事業者の公募において、入札後(販売取扱料率提案後)若しくは貸付契約後、正当な理由なく辞退し、若しくは貸付契約を解除され又は虚偽に申告を行ってから2年を経過しない者でないこと。

### 3. 契約内容等

#### (1) 契約形態

本自動販売機設置事業は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の4第2項第4号の規定に基づき、西宮市が事業者に対し、行政財産である土地の一部を貸し付ける方法により行います。

#### (2) 用途の指定

自動販売機の設置に限定します。本市の承認を得ずに用途を変更することはできません。

#### (3) 使用の条件

契約にあたって付する条件は、「西宮市立地区市民館・共同利用施設・広田山荘清涼飲料水自動販売機設置事業者募集要項」及び別紙「行政財産貸付契約書(案)(P.10)」のとおりです。

#### (4) 権利設定及び譲渡の禁止

土地を転貸すること、権利の譲渡及び担保に供することはできません。

(5) 契約期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで（5年間）

(6) 貸付料

西宮市公有財産規則第31条第1項第2号により算出した貸付料。（P.9別表参照）  
年度ごとに、本市の請求に基づき、その指定する納付書により指定する期日までに  
全額を前納してください。

※全額前納のため、保証人は不要。

(7) 自動販売機取扱料

自動販売機の売上金額に借受人が入札した販売取扱料率を乗じた額。なお、小数点以下  
は切捨てとします。

支払は半年払いとします。借受人は自動販売機の毎月の売上状況（売上本数及び売上金  
額）を報告し、半年ごとに売上報告書を提出し、本市の請求に基づき、その指定する納  
付書により指定する期日までに納付してください。

(8) 電気料金

自動販売機の使用に必要な電気料金は、全て借受人の負担とします。電気代は実費負担  
とするため、自動販売機には電気の使用量を計測する子メーターを設置し、毎月の電気  
使用量を毎月の売上状況とともに報告ください。

支払は半期払いとします。本市の請求に基づき、その指定する納付書により指定する  
期日までに納付してください。

(9) 保証金

借受人は契約の締結に際して、貸付料の3ヵ月分に相当する金額を本市の請求に基づき、  
その指定する納付書により期日までに納付してください。なお、契約期間終了後、市は保  
証金を返還します。

(10) 自動販売機の仕様等

①設置に関すること

ア 自動販売機設置に要する費用（電源工事を含む）並びに修理費等は借受人の負担  
とします。なお、施設の既存の未使用のコンセントが存在する場合は利用可能です。

イ 自動販売機に設置事業者の連絡先の他に、故障時等の緊急連絡先を明記してく  
ださい。

ウ 自動販売機を設置するにあたっては、据付面を十分に確認したうえで、できる  
限り施設の躯体に負担がかからない方法で耐震対策及び転倒防止策を施す等、  
安全面には十分配慮してください。

エ 現在、設置対象施設に自動販売機を設置している事業者が、本入札で落札した  
場合、既設の自動販売機は入れ替えをしてください。

②設置機種

ア 消費電力の低減等の技術を導入した省エネ機や、二酸化炭素等を冷媒としたノ

ンフロン対応機をはじめ、開館時間外や休館日に合わせて自動で点灯・消灯する等の環境対策機能を備えた機種としてください。

イ 災害時に取り出しが可能な機種としてください。

ウ 自動販売機のラッピングデザインについては、「西宮市観光キャラクターみやたん」など、地域に親しみやすいデザインが望ましいです。

エ 設置した自動販売機の機種の変更等を行う場合は、予め地域コミュニティ推進課に申し出たうえで、承諾を得てください。

### ③取扱商品及び販売価格

ア 取扱商品については、缶、びん、ペットボトル等の密閉式の容器に入った清涼飲料水（ジュース、茶、水、コーヒー、紅茶、炭酸飲料、スポーツドリンク及びこれらに類する商品）とし、酒類の販売は行ってはなりません。

イ 販売価格は、標準販売価格以下としてください。

ウ 災害発生時に本市が飲料の提供を必要と判断した場合には、自動販売機内のすべての飲料を無償で提供していただきます。

### ④維持管理責任

ア 借受人において、自動販売機の設置から商品の補充、メニューチェンジ、空容器回収・リサイクル、金銭管理、故障時の対応、定期点検、自動販売機内部、外部及びその周辺の清掃・美化までの自動販売機の設置運営に必要な一切の維持管理業務を行っていただきます。

イ 商品補充については、常に商品の賞味期限に注意し、在庫・補充管理を適切に行ってください。

ウ 借受人は、設置する自動販売機に併設して空容器の回収箱を設置しなければなりません。空容器の回収箱は、容器の種類ごとに分別可能のものとし、満杯にならないように適切に回収し、回収した空容器は関係法令等に基づき適切にリサイクルしてください。

設置物については、事前に地域コミュニティ推進課と協議してください。

エ 衛生管理及び感染症対策については、関係法令等を遵守し徹底してください。

オ 維持管理の作業内容、作業時間等については、事前に設置場所の管理人と協議のうえ、市民館等の運営に支障を来たすことのないよう十分に注意して行ってください。

### (11) 借受人の義務

①借受人は、善良なる管理者の注意義務をもって本件土地を使用してください。

②借受人は、市が本件土地の状況等につき調査し、又は所要の報告を求めた場合には協力する義務があります。

③借受人は、契約期間が満了又は契約が解除された場合は、速やかに原状回復してください。なお、原状回復に際し、一切の補償を本市に請求することができません。

④契約期間中に施設の工事等で自動販売機の移設又は一時撤去が必要となった場合、要する費用については借受人が負担するものとします。

(12) その他

自動販売機の故障、自動販売機に関する利用者及び近隣への対応は、借受人が一切の責任において行うものとします。

#### 4. 入札参加申込

(1) 入札参加申込受付期間

令和3年2月3日（水）から令和3年2月8日（月）午前9時～午後5時30分まで

(2) 入札書類受付場所

西宮市六湛寺町10番3号

地域コミュニティ推進課（西宮市役所本庁舎7階）

(3) 入札に必要な書類

①入札参加申込書（様式1 A4サイズ両面）

②印鑑証明書（発行後3ヵ月以内）

③入札参加資格審査資料

ア 自動販売機の設置業務実績のわかるもの

イ 国税納税証明書（その3の3）

ウ 市税納付状況証明書（西宮市内に本店（本社）を有する場合のみ）

エ 登記事項証明書（発行後3ヵ月以内）

オ 法人概要書（会社案内のパンフレット等）

※②、③イ～エの書類については、その写しで差支えありません。

④誓約書（様式2 A4サイズ両面）

(4) 参加申込の手続き

申込受付期間内に、本募集要項4(3)にて列挙する必要書類一式を受付場所に直接持参してください。

※郵送、電話、FAX、インターネット等、持参以外の方法による受付は行いません。

(5) 参加申込に当たっての留意事項

①選定後の行政財産貸付契約は、入札参加申込書に記載した名義で締結してください。

②提出された書類一式の内容が本募集要項2(1)から(6)のいずれかに反する場合は受付を受理できません。

(6) 質問及び回答

本入札に関する質問については、質問書（様式3）を電子メールにて提出してください。質問書以外での質問は受け付けません。質問の要旨及び回答は、本市ホームページに掲載します。

質問受付期間：令和3年1月12日（火）から令和3年1月22日（金）正午まで

質問の提出先：vo\_chiikitantou@nishi.or.jp

メール件名：「自動販売機設置事業者募集に関する質問」としてください。

質問回答予定 : 令和3年1月29日(金)を目途とします。

## 5. 入札及び開札

### (1) 入札日時

令和3年2月18日(木) 午前10時30分

### (2) 場所

西宮市役所 地下1階 112会議室

### (3) 提出書類等(当日持参するもの)

①入札書(様式4)

②委任状(様式5)(代理人により入札しようとする場合のみ)

③印鑑(代理人により入札しようとする場合は委任状に押印した印鑑)

### (4) 入札書の投函方法

①入札参加者は、入札書に必要事項を記載し、記名押印(入札参加申込書と同じ印鑑、代理人により入札する場合は委任状に押印した印鑑)の上、封筒に入れ、入札箱に投函してください。なお、当日出席しなかった者又は遅刻した者は棄権とみなします。

②入札は、代理人に行わせることができます。この場合には、委任状は担当職員の指示に従い提出してください。

### (5) 入札書の表示

最低販売取扱料率は15%とします。販売取扱料率は百分率で表示し、小数点以下は表示しないでください。小数点以下を表示した入札書は、小数点以下を切り捨てて計算します。

### (6) 入札書の書換え等の禁止

入札参加者は、入札箱に投函した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできません。

### (7) 開札

①入札書は、全入札参加者が投函後、直ちに入札参加者立会いのもとで行います。

②入札参加者が開札に立ち会わないときは、当該事務に関係のない本市職員を立ち会わせませす。

③開札に立ち会わなかった場合は、入札結果について異議を申し立てることはできません。

### (8) 入札書の無効

次のいずれかに該当するものは、無効とします。

①最低販売取扱料率(15%)を下回るもの。

②入札参加資格がない者が入札したもの又は権限を証する書面の確認を受けない代理人が入札したもの。

③入札書に記名押印がないもの。

④本市所定の入札書を用いなかったもの。

⑤入札参加者又はその代理人が2以上の入札をした場合、その全部の入札。

⑥入札参加者及びその代理人がそれぞれ入札をした場合、その双方の入札。

⑦他の入札参加者の代理人を兼ね2人以上の代理人として入札した場合、その全部の



入札。

⑧販売取扱料率又は入札参加者の氏名等その他主要部分が識別し難いもの。

⑨販売取扱料率を訂正したもの。

⑩入札手続きに関し不正な行為を行った者がしたもの。

⑪その他入札に関する地方自治法、同施行令及び西宮市契約規則に違反したもの。

#### (9) 設置予定事業者の決定

設置予定事業者は、最低販売取扱料率以上で、かつ、販売取扱料率が一番高い事業者を選定します。ただし、その入札が無効となった場合には、有効な入札書のうち、最低販売取扱料率以上で、次に高い販売取扱料率を提案した者を選定します。

設置予定事業者には、選定後、引き続き契約に関する説明を行います。

#### (10) くじによる設置事業者の決定

一番高い販売取扱料率が2者以上ある場合は、直ちにくじにより設置予定事業者を決定します。対象者のうち、くじを引かない者がある場合は、本市が指定した者（当該事務に関係のない職員）が当該対象者に代わってくじを引き、設置予定事業者を決定します。

#### (11) 入札結果の公表

設置予定事業者を決定したときは、その者の法人名及び決定販売取扱料率を、設置予定事業者を決定しないときは、その旨を開札に立ち会った入札参加者に公表します。また、結果については、本市ホームページにて公表します。

#### (12) 入札の中止

不正な入札が行われるおそれがあると認めるとき又は災害その他やむを得ない理由があるときは、入札を中止又は入札期日を延期することがあります。

### 6. 契約手続の説明

(1) 契約手続の説明を入札終了後に引き続き行います。

(2) 契約説明会には、設置予定事業者本人又は代理人が必ず出席してください。

(3) 正当な理由がなく、契約説明会に出席されない場合は、設置予定事業者の資格を取り消します。

### 7. 契約について

貸付契約の締結は、令和3年3月中旬を予定しています。

なお、貸付契約は入札参加申込書に記載された名義で行います。

### 8. その他

(1) 貸付契約の締結及び履行に関する一切の費用については、借受人の負担となります。

(2) 現地については、募集要項の公開日（令和3年1月12日（火））から入札参加申込書の受付期限（令和3年2月8日（月））まで見学可能です。ただし、見学する場合は、市民館等の利用者の迷惑とならないようお願いします。

(3) 提出された入札書類等は返却しません。

(4) 本件入札のために提出された書類等に記載された個人情報は、本件入札事務のみに使用しその他の目的には使用しません。が、資格確認等のため、警察当局へ情報提供する場合があります。

#### 9. 問い合わせ先

〒662-8567

兵庫県西宮市六湛寺町10番3号

西宮市 地域コミュニティ推進課

T E L : 0798-35-3197

担当者：永田・金本

M a i l : vo\_chiikitantou@nishi.or.jp

【別表】

No.	施設名	所在地（地番） 【所在地（住居表示）】	貸付料 （1㎡当たり・月額）※1	売上本数 （昨年度） ※2	年間施設 利用者数 （昨年度）
1	網引市民館	甲子園網引町 80 番の一部 【甲子園網引町 7 番 1】	442 円	1,326 本	9,622 人
2	今津南市民館	今津出在家町 50 番 4 の一部 【今津出在家町 10 番 5】	532 円	1,650 本	9,614 人
3	北甲子園口市民館	松並町 45 番 2, 46 番 3 の一部 【松並町 5 番 12】	346 円	763 本	17,569 人
4	甲子園口市民館	甲子園口 6 丁目 56 番 1 の一部 【甲子園口 6 丁目 6 番 20】	520 円	998 本	10,607 人
5	甲陽園市民館	甲陽園本庄町 101 番 1 の一部 【甲陽園本庄町 1 番 75 号】	425 円	3,757 本	18,455 人
6	夙川西市民館	大谷町 224 番 5 の一部 【大谷町 3 番 50】	551 円	1,592 本	11,422 人
7	八ツ松市民館	甲子園六番町 179 番の一部 【甲子園六番町 11 番 12】	670 円	1,416 本	7,788 人
8	瓦林公園センター	上甲子園 3 丁目 56 番の一部 【上甲子園 3 丁目 7 番 4】	523 円	3,696 本	23,423 人
9	高木センター	伏原町 86 番 1 の一部 【伏原町 1 番 58】	465 円	1,171 本	29,467 人
10	段上センター	段上町 2 丁目 311 番 1, 2 の一部 【段上町 2 丁目 10 番 23】	456 円	1,200 本	10,427 人
11	浜甲子園センター	枝川町 40 番の一部 【枝川町 19 番 10】	258 円	1,708 本	8,175 人
12	広田山荘	【大社町 7 番 17】	—	1,844 本	19,858 人

※1 小数点以下を切り捨てて表示しています。

なお、実際に納付していただく金額は、1㎡あたりの月額貸付料（小数点以下切捨て前）に、自動販売機と空き容器分別回収箱の設置面積の合計を乗じて得た金額の小数点以下を切捨てた金額とするため、表示している月額貸付料に設置面積を乗じて得た金額とは異なる場合があります。

※2 あくまでも過去の実績であり、売上を保証するものではありません。

## 行政財産貸付契約書（案）

貸付人 西宮市（以下、「甲」という。）と借受人（以下、「乙」という。）とは、行政財産（土地）について以下の条項により貸借を内容とする契約を締結する。

### （貸付物件及び指定用途）

第1条 乙は、甲が所有する別表の土地（以下、「本件土地」という。）について、清涼飲料水自動販売機（以下、「自動販売機」という。）設置の用途のために借り受ける。

### （貸付期間）

第2条 貸付期間は、令和3年（2021年）4月1日から令和8年（2026年）3月31日までの5ヵ年とする。

### （条件の遵守）

第3条 乙は、「西宮市立地区市民館・共同利用施設・広田山荘清涼飲料水自動販売機設置事業者募集要項」に定める事項を遵守しなければならない。

### （貸付料等）

第4条 乙は、別表に定める貸付料を、年度ごとに甲の請求に基づき、甲の指定する納付書により指定する期日までに全額を前納しなければならない。貸付料の更新は原則として行わないが、著しく適正な時価と差異が生じるときは、必要な調整を行うことがある。

2 乙は、自動販売機の使用に必要な電気料金を負担しなければならない。電気料金については、指定する納付書により指定する期日までに納付するものとする。

3 乙は、自動販売機の売上金額に販売取扱料率\_\_\_\_\_％を乗じた自動販売機取扱料を、指定する納付書により指定する期日までに納付しなければならない。

### （保証金）

第5条 乙は、契約締結に際して、保証金として¥\_\_\_\_\_円を（貸付料の3ヵ月分に相当する金額）を甲の指定する納付書により指定する期日までに納付しなければならない。

2 甲が乙に保証金を返還する時期は、乙が甲に対して負担する一切の債務を弁済し、かつ本件土地を返還した日以降とする。

3 保証金は無利息とする。

### （延滞金）

第6条 乙が第4条第1項の貸付料につき、甲の指定する期日までに納付しなかったときは、甲は、その期日の翌日から納付の日までの日数につき、延滞金として当該未納金額100円につき1日4銭の割合で計算した金額を延滞金として徴収する。

### （使用の制限）

第7条 乙は、本件土地を第1条に定める用途以外に使用してはならない。

2 乙は、本件土地の賃借権を第三者に譲渡し、転貸し、若しくは継承させ、又は権利を担保に供してはならない。

3 乙は、本件土地の現状を変更しようとするときは、事前に書面で甲の承認を得なければならない。

4 乙は、本件土地の使用に関して甲が特に指示した事項については、これを遵守しなければならない。

(災害時の対応)

第8条 甲は、大規模災害が発生した場合又は発生する恐れがある場合かつ甲の災害対策本部が設置された場合に、自動販売機内に在庫する商品を災害救援飲料として提供を受けることができる。

(管理義務等)

第9条 乙は、本件土地の使用について常に善良なる管理者としての注意義務をもって維持管理するものとし、自動販売機設置事業に要する一切の費用は乙の負担とする。

2 本契約期間内においては、乙は本件土地に設置する自動販売機の美観維持に努め、設置に関して生じた利用者等からの苦情は全て乙の責任において処理するものとする。

(契約の解除)

第10条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、貸付期間中であっても本契約を解除することができる。ただし、第1号を除く各号に該当するときは、催告その他何らかの手続きを要すことなく甲は本契約を解除できるものとする。

(1) 国、地方公共団体、その他公共団体において、本件土地を公用又は公共用に供する必要性が生じたとき。

(2) 乙が、第4条の規定により甲に納付すべき金額を、納付期限後3ヵ月以上経過してなお納付しないとき。

(3) 乙が、銀行取引の停止又は差押、解散、破産、民事再生、会社整理、会社更生法等の申立てをするか、若しくは受けたとき。

(4) 乙の所在が、2ヵ月以上不明なとき。

(5) 乙が、次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（西宮市契約等に係る事務からの暴力団排除に関する要綱（平成25年7月1日実施。）第2条第5号に規定する役員等をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号及び西宮市暴力団の排除の推進に関する条例（平成24年条例第67号。以下この号において「条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号及び条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に避難されるべき関係を有していると認められるとき。

(6) 乙が、本契約の条項及び義務並びに関連法規に違反したとき。

(乙の辞退の申し出による解除)

第 11 条 乙は契約の締結後、乙の責めに帰すべき事由により、自動販売機の設置を辞退しようとするときは、辞退を希望する日の 5 ヶ月前までに、書面にて辞退の旨の意思表示を行わなければならない。ただし、辞退を希望した年度の末日までは、引き続き自動販売機を設置しなければならない。

2 自動販売機の設置の辞退において、貸付物件が複数の設置場所を含む場合、乙はその一部だけを契約解除することはできない。

(契約が解除された場合の等の違約金)

第 12 条 前々条第 2 号から第 6 号、前条の規定により契約が解除された場合においては、乙は貸付期間全体の貸付料の 100 分の 5 に相当する金額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

(調査協力義務等)

第 13 条 甲は、本件土地について、随時その使用状況を実地に調査することができる。この場合において、乙はこれに協力しなければならない。

2 甲は、必要と認められるときは、乙に対し、自動販売機設置事業について質問し、または資料の提出を求めることができる。

(不可抗力)

第 14 条 天災地変、法令の制定若しくは改正その他の不可抗力により、本件土地における自動販売機設置事業が不可能若しくは困難になり又は、本契約の履行が不可能若しくは困難になったときは、甲又は乙の申し出により協議の上、本契約を解除することができる。この場合、甲乙は相互に損害賠償義務を負わない。

(原状復旧等)

第 15 条 乙は、第 2 条に規定する貸付期間が満了したとき又は第 10 条及び 11 条の規定により本契約が解除されたときは、貸付期間満了日又は契約解除日の後 15 日以内に原状復旧その他必要な措置を甲の指示するところにより講じなければならない。ただし、甲が現状に回復することを要しないと認めたときはこの限りではない。

2 甲は、乙が前項に定める原状復旧その他必要な措置を履行しないときは、乙に代わって自ら

執行し、又は他人に執行させることができる。

3 前項の執行に要した費用は全て乙が負担することとする。

(貸付料等の精算)

第 16 条 甲は、本契約が解除された場合には、未経過期間に係る貸付料を返還する。ただし、月の途中で解除した場合は、解除された月の翌月分から精算することとする。

(損害賠償)

第 17 条 乙は、本契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、ただちにその損害を賠償しなければならない。

(有益費等の請求権の放棄)

第 18 条 乙は、第 2 条に規定した貸付期間が満了し、又は第 10 条及び第 11 条の規定により契約を解除された場合において、自動販売機を撤去するときは、乙が支出した必要費及び有益費等については、甲に対してその償還を請求をすることができない。

(立ち退き料)

第 19 条 乙は、本件土地明渡しに際し、甲に対し立ち退き料その他名目の如何にかかわらず、これに類する金銭の請求を請求することはできない。

(契約の費用)

第 20 条 本契約の締結に関して必要な費用は、乙の負担とする。

(信義誠実の義務及び協議)

第 21 条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

2 乙は、本件土地が行政財産であることを常に考慮し、適正に使用するように留意しなければならない。

3 本契約に定めなき事項又は疑義があるときは、甲乙ともに信義誠実をもって協議の上決定又は解決するものとする。

(特約条項)

第 22 条 別記、特約条項のとおりとする。

(管轄裁判所)

第 23 条 本契約に関する紛争については、本件土地を管轄する裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とすることに、甲乙は合意するものとする。

## 暴力団排除に関する特約

(趣旨)

- 1 貸付人（以下「甲」という。）及び借受人（以下「乙」という。）は、西宮市暴力団の排除の推進に関する条例（平成 24 年西宮市条例第 67 号。以下「条例」という。）第 7 条及び西宮市契約等に係る事務からの暴力団排除に関する要綱（平成 25 年 7 月 1 日実施。以下「要綱」という。）の規定に基づき、暴力団を利することとならないよう必要な措置を実施することとして、以下の各項のとおり合意する。
- 2 乙は、暴力団（条例第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員（同条第 2 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ）（以下これらを「暴力団等」という。）とこの契約の履行に係る業務の一部を第三者に行わせる契約（以下「委託契約」という。）を締結してはならない。
- 3 乙は、委託契約を締結するときは、この特約に準じた規定を当該委託契約に定めなければならない。
- 4 乙は、委託契約の受注者が暴力団等であることが判明したときは、甲に報告しなければならない。
- 5 乙は、この契約の履行に伴い、暴力団等から業務の妨害その他不当な手段による要求（以下「不当介入」という。）を受けたときは、甲に報告するとともに兵庫県西宮警察署長又は兵庫県甲子園警察署長（以下「警察署長」という。）に届け出て、捜査上必要な協力を行わなければならない。委託契約の受注者が不当介入を受けたときも同様とする。

(役員等に関する情報提供)

- 6 甲は、乙が暴力団等に該当しないことを確認するため、乙に対して、要綱第 2 条第 5 号に規定する役員等についての名簿その他の必要な情報（以下「役員名簿等の情報」という。）の提供を求めることができる。
- 7 甲は、乙から提供された情報を警察署長へ提供し、意見照会することができる。

(警察署長から得た情報の利用)

- 8 甲は、前項の規定による照会に対する回答及び警察署長からの通報等の情報を、第 1 項の趣旨に従い暴力団等を利することとならないよう必要な措置を実施するため他の業務で使用し、提供することができる。

(解除に伴う措置)

- 9 貸付契約書の規定による解除に伴い、乙その他関係者に損害が生じたとしても、乙は甲に対してその損害の賠償を請求することはできない。

(乙からの協力要請)

- 10 乙は、暴力団排除に関する特約の条項に定める事項を履行するに当たって、必要があるときは、甲及び警察署長に協力を求めることができる。



上記の契約の締結を証するため本契約書を2通作成し、両者記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

貸付人「甲」 兵庫県西宮市六湛寺町10番3号

西宮市長 石井 登志郎 印

借受人「乙」 (所在地)

(法人名)

(代表者氏名)

印

【別表】

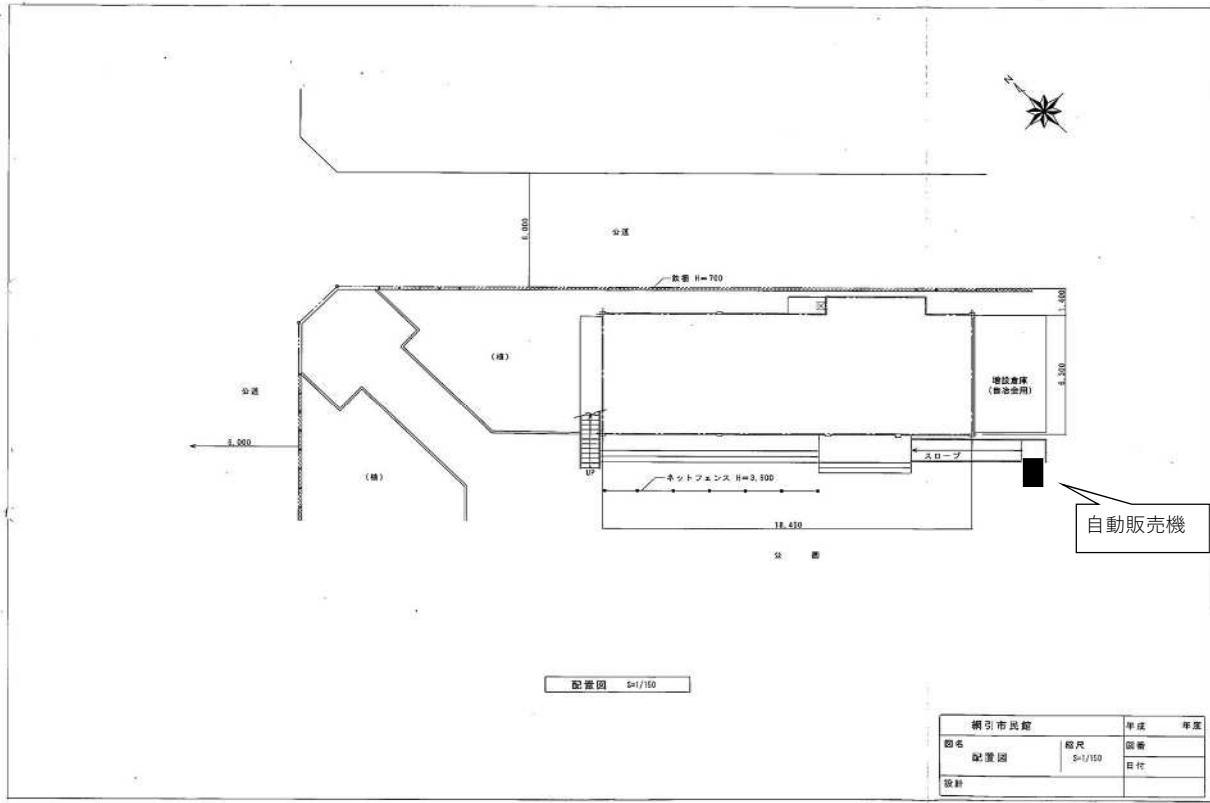
No.	施設名	所在地（地番）	数量（㎡）	月額貸付料 （円）
1	網引市民館	甲子園網引町 80 番の一部	※1	※2
2	今津南市民館	今津出在家町 50 番 4 の一部	※1	※2
3	北甲子園口市民館	松並町 45 番 2, 46 番 3 の一部	※1	※2
4	甲子園口市民館	甲子園口 6 丁目 56 番 1 の一部	※1	※2
5	甲陽園市民館	甲陽園本庄町 101 番 1 の一部	※1	※2
6	夙川西市民館	大谷町 224 番 5 の一部	※1	※2
7	八ツ松市民館	甲子園六番町 179 番の一部	※1	※2
8	瓦林公園センター	上甲子園 3 丁目 56 番の一部	※1	※2
9	高木センター	伏原町 86 番 1 の一部	※1	※2
10	段上センター	段上町 2 丁目 311 番 1, 2 の一部	※1	※2
11	浜甲子園センター	枝川町 40 番の一部	※1	※2

※1 自動販売機と空き容器回収箱の設置面積の合計

※2 数量に 1 ㎡あたりの月額貸付料を乗じて得た金額

設置場所付近図

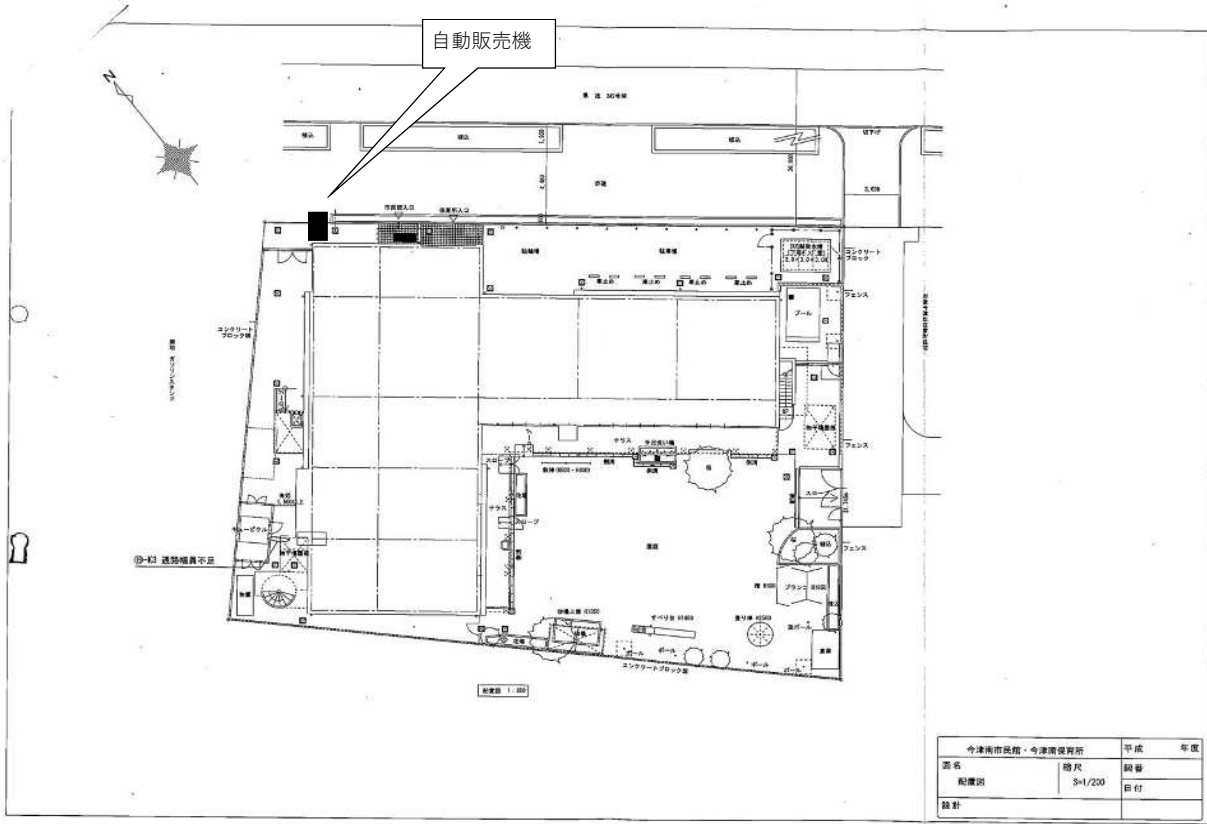
① 網引市民館



網引市民館		年度	年度
図名	配置図	図尺	図番
		S=1/150	日付
設計			

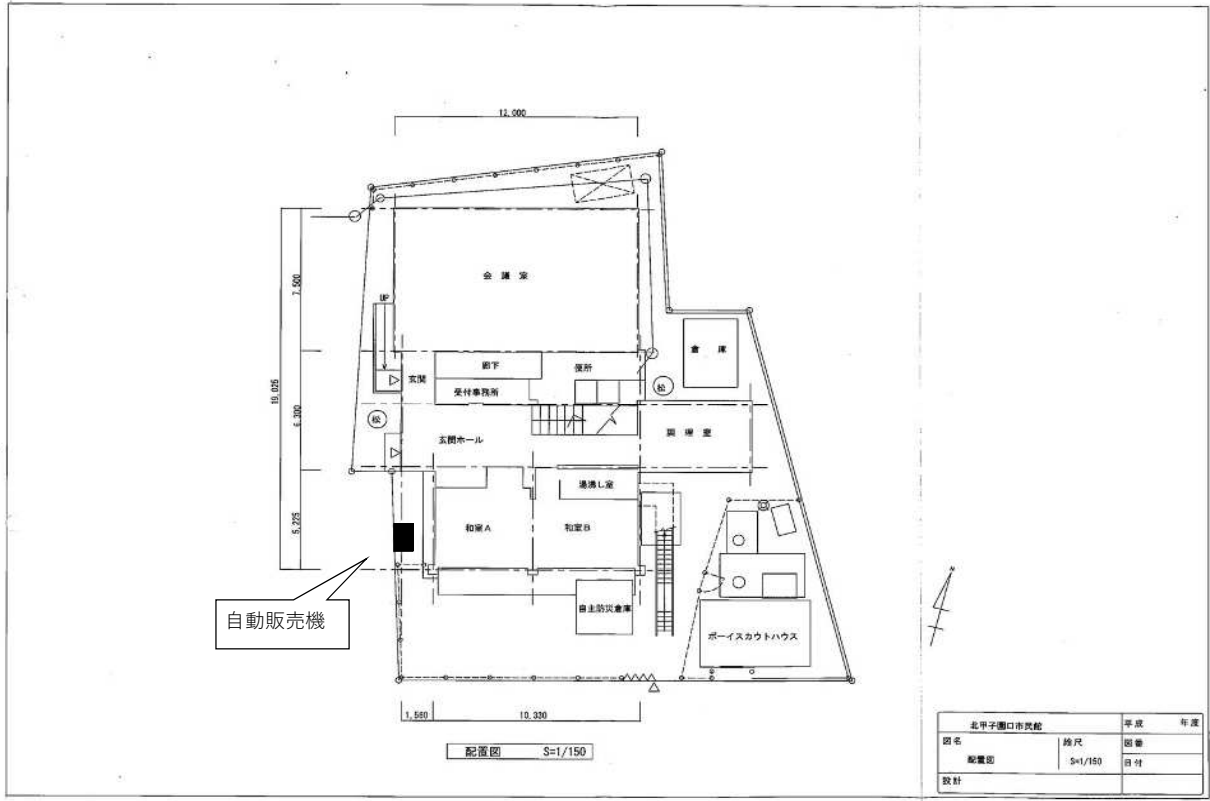
設置場所付近図

② 今津南市民館



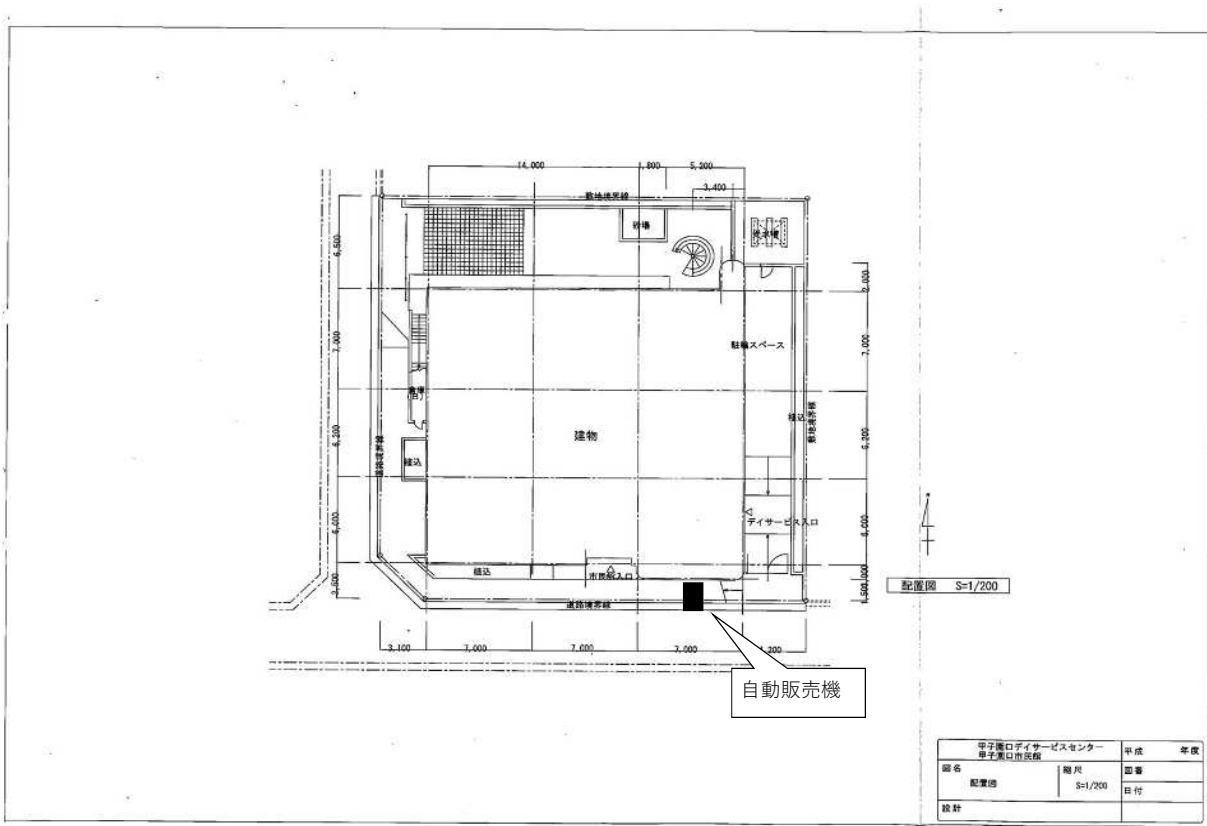
設置場所付近図

③ 北甲子園口市民館



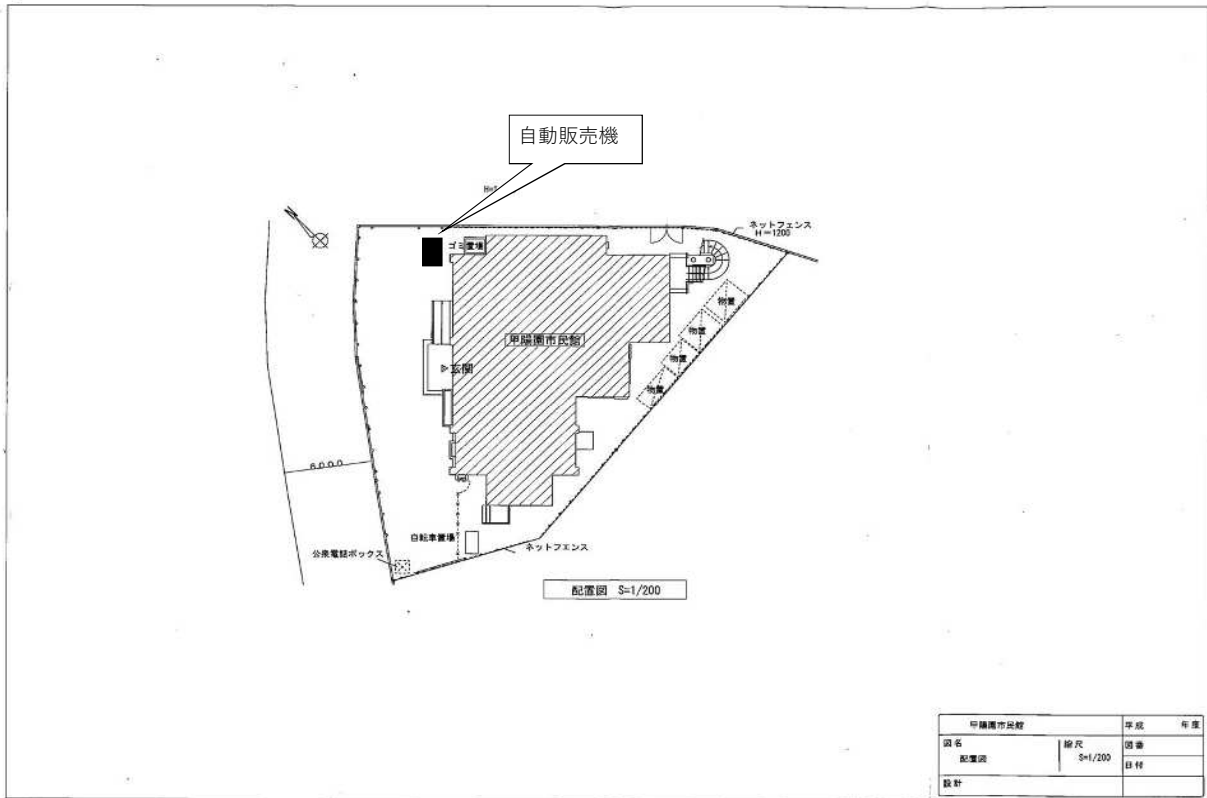
設置場所付近図

④ 甲子園口市民館



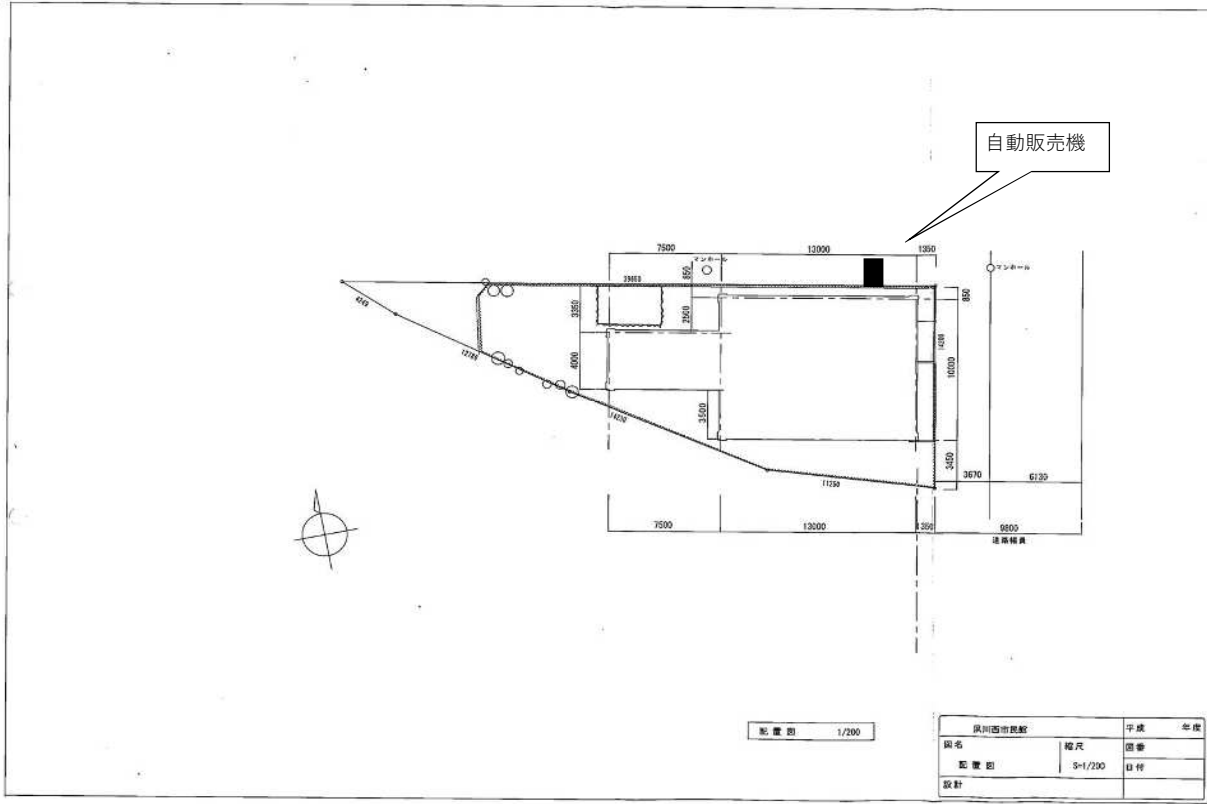
設置場所付近図

⑤ 甲陽園市民館



設置場所付近図

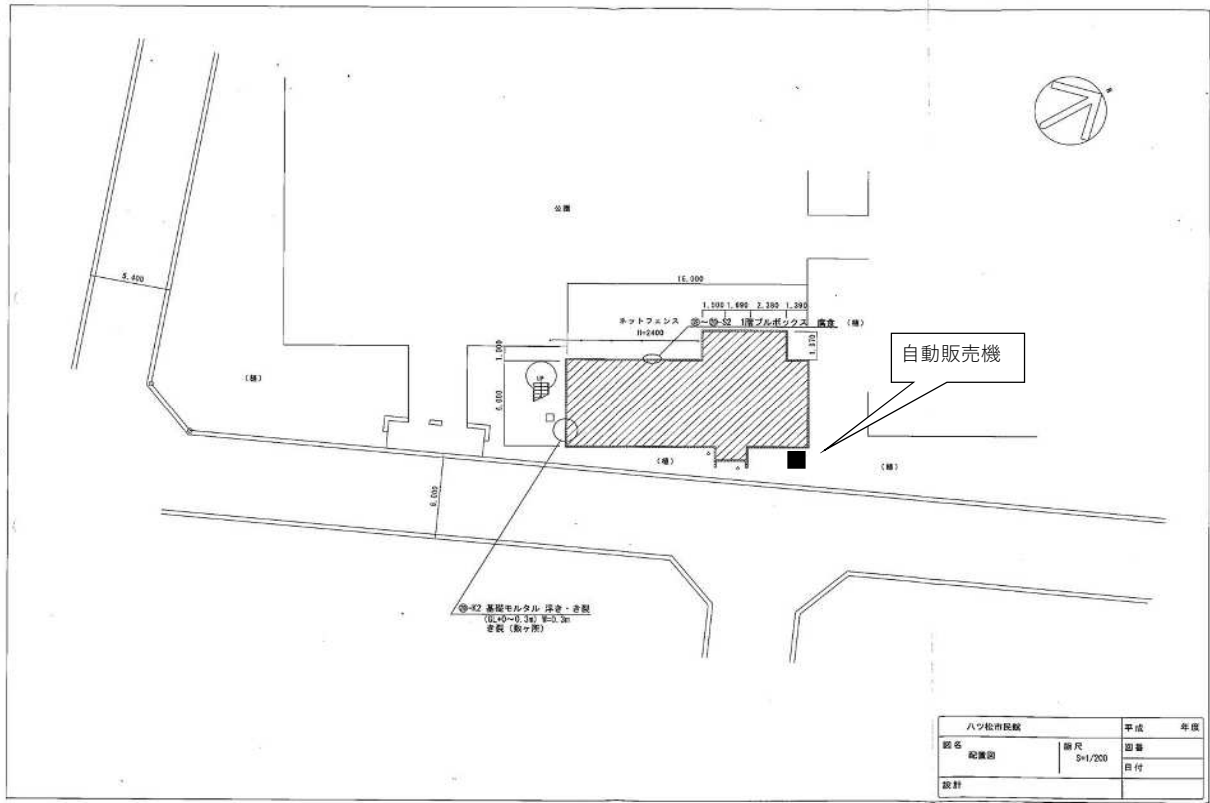
⑥ 夙川西市民館





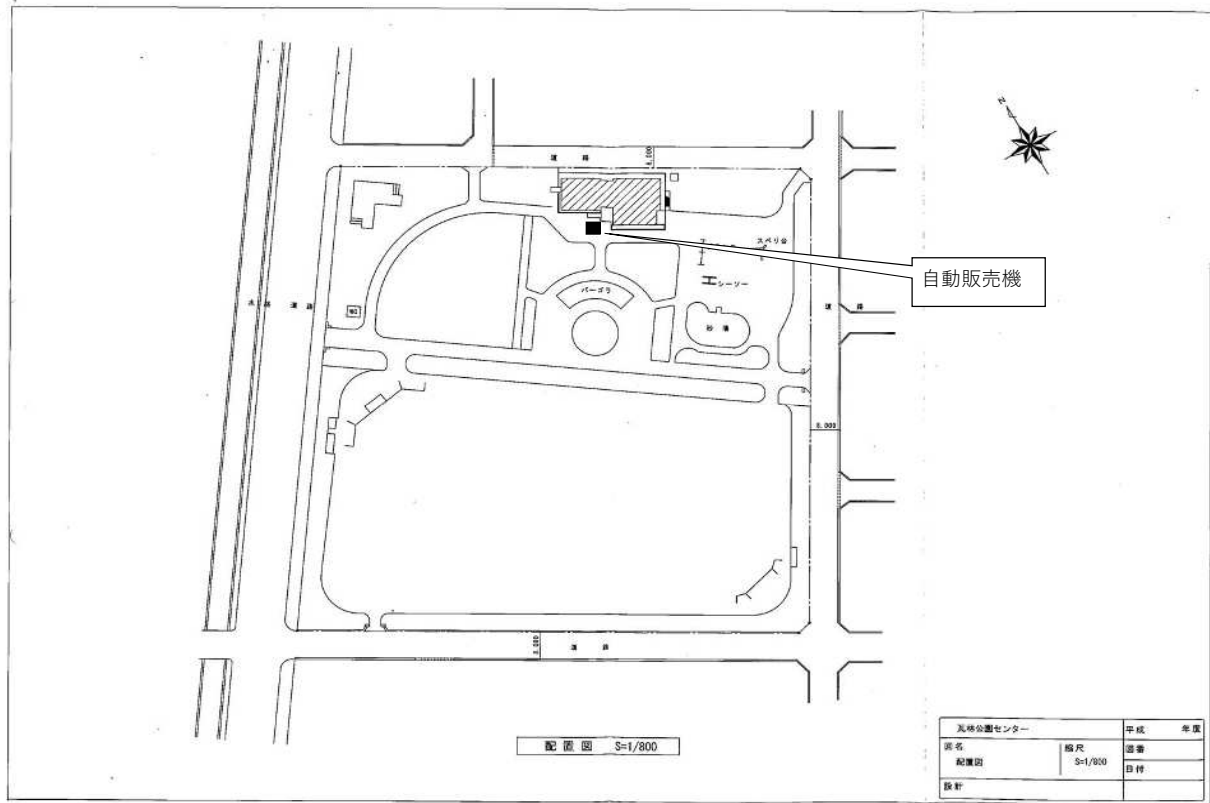
設置場所付近図

⑦ ハツ松市民館



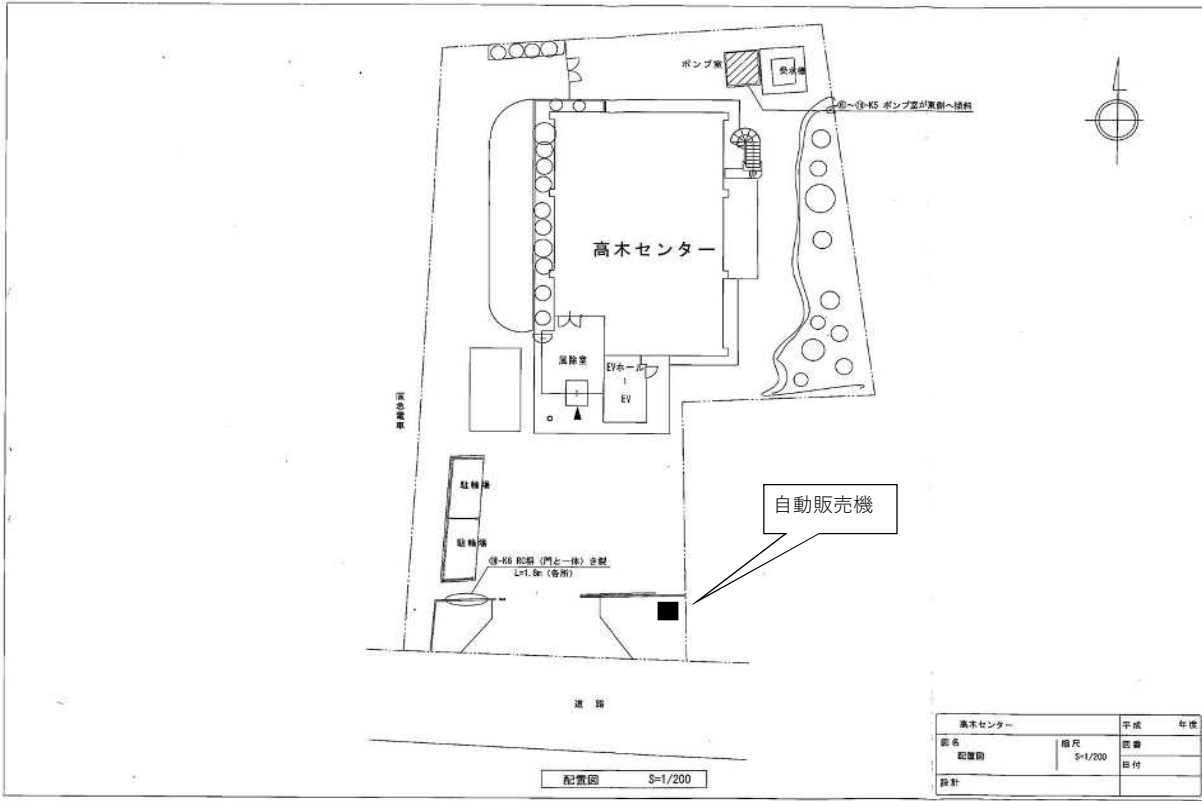
設置場所付近図

⑧ 瓦林公園センター



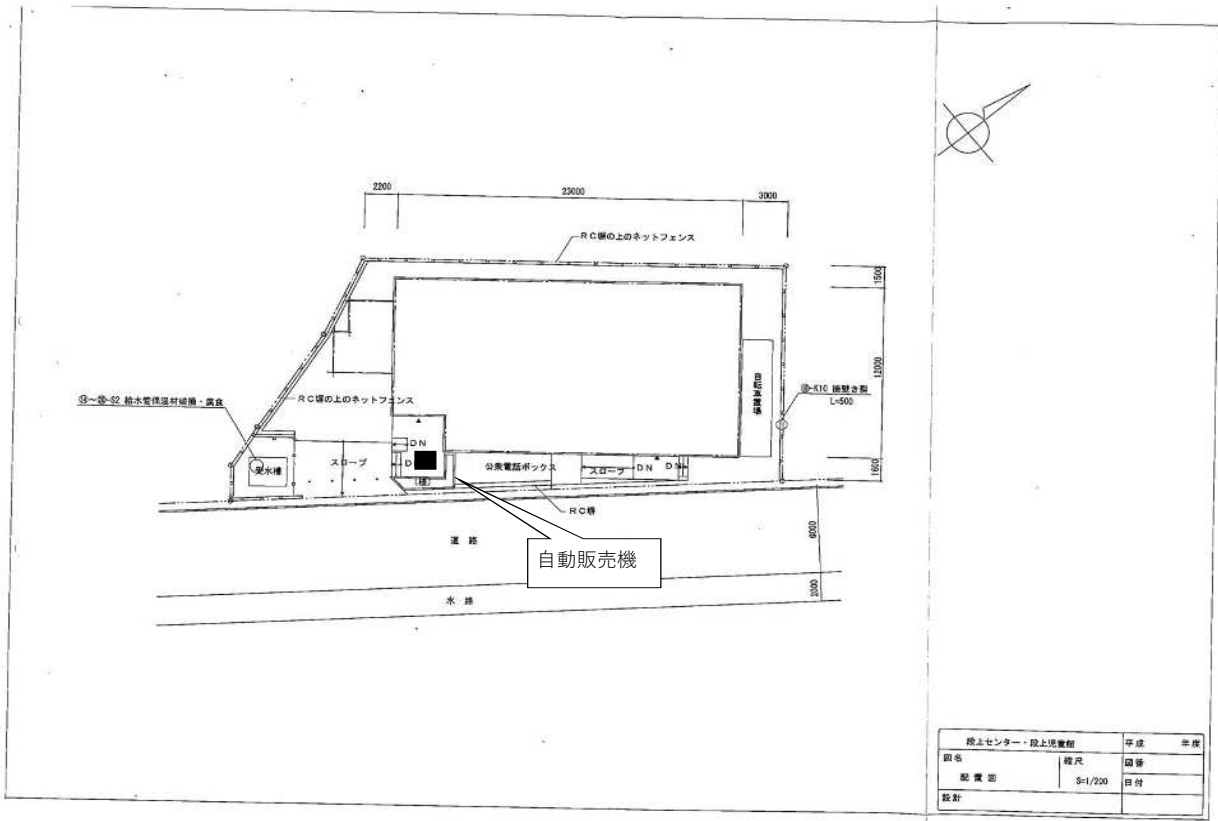
設置場所付近図

⑨ 高木センター



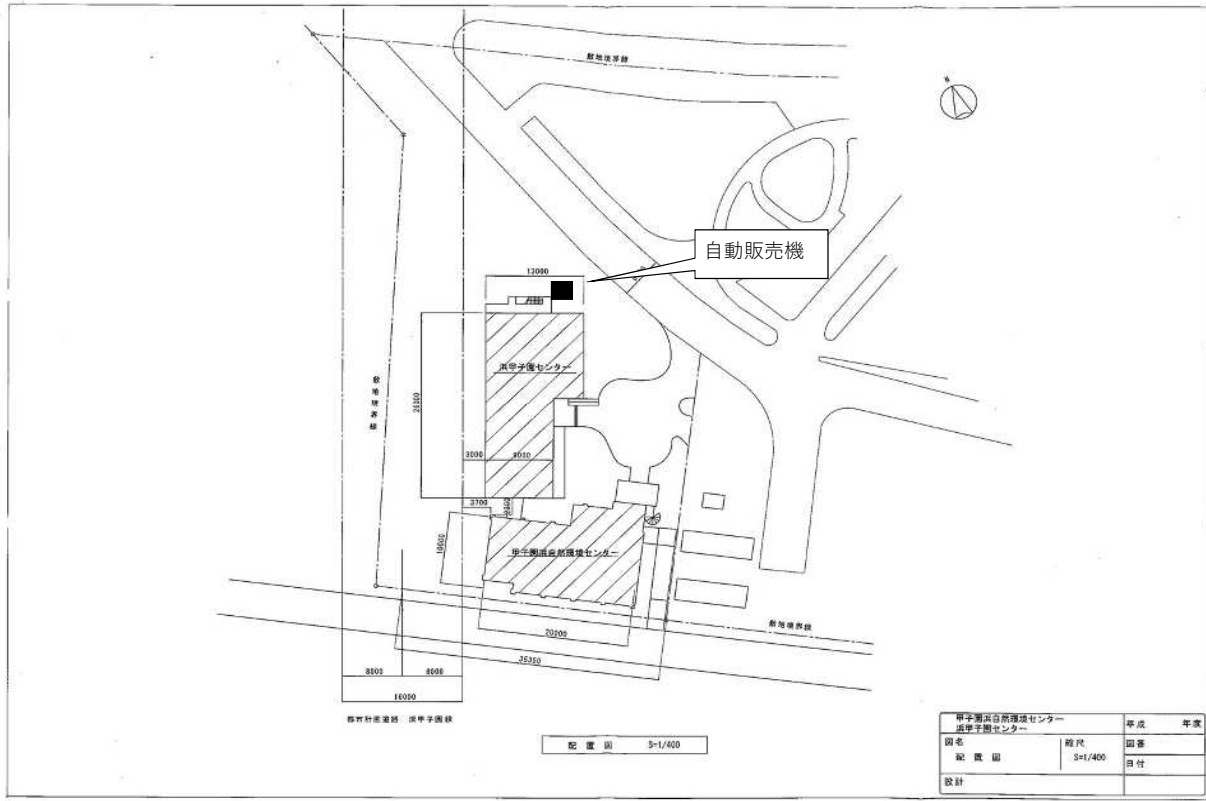
設置場所付近図

⑩ 段上センター



設置場所付近図

⑪ 浜甲子園センター



設置場所付近図

⑫ 広田山荘

